

アナログテレビ放送は7月24日で 終了します！！

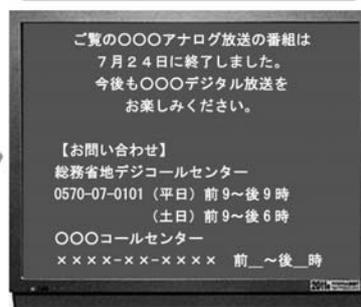
テレビ画面の右上に「アナログ」の文字が出ていたら、
7月24日（日）正午からテレビを見ることができなくなります。
テレビを見るには地デジ対応テレビや地デジチューナーが必要です。

7月1日以降



通常番組の画面上に終了日までの
カウントダウン等を表示します。
定期的に、全画面スーパーやブルー
バック等の「お知らせ画面」が
短時間挿入されます。

7月24日正午以降



7月24日正午から
ブルーバックの
お知らせ画面を表示します。
24時までに停波します。

停波後



7月24日24時までに
停波し、
この後は、映りません。

【地デジに関する問合せ】 デジサポ鳥取 0857-33-4800

熱中症を防ぐために！

熱中症は、気温などの環境条件だけでなく、人間の体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、身体が暑さに慣れていないときは注意が必要です。

特に注意が必要な人

肥満の人、体調の悪い人、持病のある人、高齢者・幼児、暑さになれていない人

初期症状

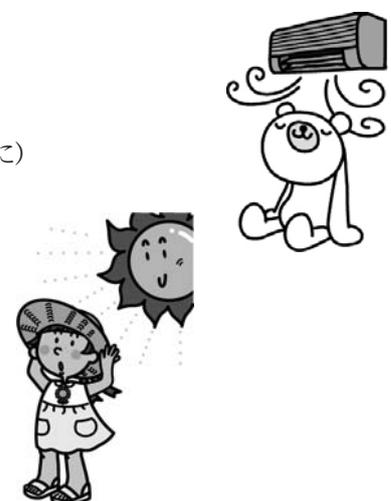
めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗が止まらないなど

【熱中症の予防には】

- ① こまめな水分補給をしましょう（汗をかいたときは塩分補給も忘れずに）
- ② 扇風機やエアコンを使った温度調節をしましょう
（無理をしてエアコンを使わないと体調を崩すことがあります）
- ③ 通気性のよい、吸湿・速乾の衣服着用をしましょう
- ④ 外出時は日傘や帽子の着用をしましょう
- ⑤ 日陰の利用、こまめな休憩をしましょう

【熱中症になった時の処置は】

- ① 涼しい場所へ避難しましょう
- ② 衣服を脱がせ、身体を冷やしましょう
- ③ 水分・塩分を補給しましょう
- ④ 自力で水が飲めない、意識がない場合は、直ちに医療機関へ運びましょう



第42回

境港市美術展覧会

6月18日から22日まで市民会館で開催され、次の皆さんが受賞の荣誉に輝きました。(敬称略)

市展賞

- 【**絵画**】『A.M 11:57』 西山陽音実 (清水町)
- 【**工芸**】『金茶釉大皿』 岩崎 恒夫 (清水町)
『壺2』 石倉 國勝 (竹内町)
- 【**書道**】『ほのかなる』 熊本 明子 (松ヶ枝町)
『さくら貝の歌』 林 順子 (竹内町)
- 【**写真**】『吠え〜る』 寺本 公樹 (中野町)



市展賞 西山陽音実
『A.M 11:57』



奨励賞

《絵画部門》

- ◇ 『夢一夜』 片岡 信子 (清水町)
- ◇ 『日常』 渡邊 美優 (渡 町)
- ◇ 『水のある風景Ⅱ法田』 木村千恵野 (財ノ木町)
- ◇ 『ナポリの旗』 佐藤 弘志 (昭和町)

《工芸部門》

- ◇ 『皿』 安田 明美 (外江町)
- ◇ 『花器2』 築山 福江 (渡 町)
- ◇ 『花入れⅡ』 景山 憲 (中野町)
- ◇ 『あじさい』 山内 和子 (誠道町)

《書道部門》

- ◇ 『一期一會』 長栄 和江 (米子市)
- ◇ 『滁州西澗』 堀田 翠雲 (上道町)
- ◇ 『人生感意気』 足立 康弘 (外江町)
- ◇ 『金子みすずの詩より
「こだまでしょうか」』
長尾 麻里、重塚 美緒、横山 采夏、
廣本 莉奈、佐々木悠花、木村 奈々 (境高2年)

《写真部門》

- ◇ 『自画像』 阿部 政美 (高松町)
- ◇ 『指定席』 朝井 章二 (竹内町)
- ◇ 『夕暮』 井尻 奈々 (渡 町)
- ◇ 『師走の日差し』 稲賀起民子 (上道町)
- ◇ 『史跡めぐり』 松本 功 (三軒屋町)

《彫刻部門》

- ◇ 『ふくろう』 足立 典一 (誠道町)



国民健康保険税を納めましょう！

国民健康保険税（国保税）の税額は、世帯単位に所得割額・資産割額・均等割額・平等割額を合計した額で、納税義務者は世帯主になります。納税通知書は7月中旬に発送しますので、忘れずに納めましょう。

☆税の算定方法の変更等

国保税の課税限度額が変更になりました。

●税の計算方法

	計算基礎	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	前年中の所得	税率 6.15%		税率 1.55%		税率 1.57%	
資産割	今年度の固定資産税額	税率 20.00%		税率 5.00%		税率 6.10%	
均等割	加入者1人当たり	22,600円		5,600円		8,300円	
平等割	1世帯当たり	※ 23,000円		※ 5,800円		4,400円	
課税限度額	1世帯当たり	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
		500,000円	510,000円	130,000円	140,000円	100,000円	120,000円

※国保から後期高齢者医療へ加入者が移動したことにより、残った国保の被保険者が1人となった世帯（特定世帯）は、後期高齢者医療に移動した日の世帯主と世帯員の関係が変わらずに継続している場合は、医療分と後期高齢者支援金分の平等割が半額となります。

●基本的な考え方

- ◇合計額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額となります。
- ◇年の途中で加入・脱退があった場合、加入期間に応じて月割計算します。

☆軽減措置

世帯の所得が、一定の所得に満たない場合は、均等割と平等割を軽減します。ただし加入者全員の所得申告が必要です。

☆特例対象被保険者等に対する軽減

平成21年3月31日以降に“倒産・解雇などによる離職”や“雇い止めなどによる離職”をした雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者は、申請により国保税の一部を軽減します。

☆減免措置

上記の軽減を受けられない場合で、失業などで世帯の所得の見積もりが前年の半分以下になるとき、あるいは天災など特別な事情により国保税の支払いが困難なときは、申請により一定の要件に該当すれば、国保税の一部もしくは全部を減免します。

☆年金からの特別徴収

次のすべてに該当する場合は、国保税が年金からの特別徴収（年金からの引き落とし）となります。

- ① 65歳から74歳までの国保加入者が世帯主
- ② 国保加入者全員が65歳以上の世帯
- ③ 年額18万円以上の年金を受給している世帯主
- ④ 介護保険料と国保税の合計額が、年金の額の2分の1以内の場合

※国保税を口座振替で完納している世帯の場合は、特別徴収は行わず、口座振替とします。

※今年度中に75歳になり後期高齢者医療へ移行する世帯主は、普通徴収（納税通知書で納付）とします。

※特別徴収は、申請により普通徴収に変更できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

●問合せ先

市民課保険年金係（☎47-1036）

「後期高齢者医療制度」に関するお知らせ

☆ 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します

平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。通知書には保険料額や納付方法などを記載しています。納付方法は次の2通りです。

- ◇特別徴収 … 年金からの引き去り（申請により普通徴収の口座振替に変更できる場合があります。くわしくは、お問い合わせください）
- ◇普通徴収 … 納付書により金融機関等で納付（手続きにより口座振替もできます）
※普通徴収の人には、納付書を同封（口座振替の人を除く）

☆ 保険料の納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回	
普通徴収				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

☆ 新しい「後期高齢者医療被保険者証」をお届けします

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限が、平成23年7月31日で切れるため、8月1日からの新しい保険証を一斉に送付します。

新しい保険証は、7月中旬から郵送しますが、安全・確実にお届けするために、簡易書留郵便で送付します。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

また、7月31日までに保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

☆ 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します

後期高齢者医療制度被保険者の同一世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付できます。

入院の際に、認定証を医療機関窓口にて提示すると、医療費の自己負担や食事代が一定額までの負担となります。

8月1日以降、この認定を受けるためには、申請が必要です。次のとおり申請を受け付けます。

- 受付日 8月1日から随時
- 必要なもの ◇後期高齢者医療被保険者証 ◇印章
◇過去12カ月の入院期間がわかるもの（該当者のみ）
- 受付場所 市民課保険年金係（本庁舎1階④番窓口）

※認定証を持っている人で、8月1日からも認定になる場合は、新しい認定証を送付します。

（申請不要）

●問合せ先

- ◇市民課保険年金係（☎47-1036）
- ◇鳥取県後期高齢者医療広域連合（☎0858-32-1097）

8月から各種健康診査がはじまります

まず自分の健康状態を知ることが健康管理の第一歩。年に一度の健診で自分の健康状態を確認しましょう。

がん検診

◇実施期間

8月1日～来年2月29日

◇胃がん、大腸がん、結核・肺がん
40歳以上の人

※各集団検診の日程は9月市報でお知らせします。

◇子宮がん

20歳以上の女性

◇乳がん

◇30歳から39歳までの女性：視触診のみ

◇40歳以上の女性：視触診およびマンモグラフィ検診

肝炎ウイルス検査

40歳以上で過去に検査を受けたことのない人

◇実施期間

8月1日～来年1月31日

※平成23年3月31日現在で、満40歳・45歳・50歳以後5歳刻みの人は、個人負担金が無料になります。

※7月下旬に「各種健康診査受診券」「各種がん検診・肝炎ウイルス検査受診券」を郵送します。

※7月以降に転入した人、受診券が届いてない人、紛失した人は再交付しますので、本人確認

のできるものを子育て・健康推進課に持参してください。※検診の内容、受診できる医療機関や負担金は受診券で確認してください。

健康診査

◇実施期間

8月1日～来年1月31日

◇特定健康診査

40歳から後期高齢者医療制度に加入するまでの国民健康保険加入者

※国民健康保険以外の人は、加入する医療保険者が実施する特定健康診査を受診してください。※健診の結果、メタボリック症候群（予備群も含む）の人には、必要に応じて医師や保健師、栄養士などによる生活改善のための保健指導を行います。

◇長寿健康診査

後期高齢者医療制度の加入者

◇一般健康診査

40歳以上で、特定健康診査（国民健康保険以外のものも含む）および長寿健康診査の対象外の人※今年度から、各種健康診査の集団健診（休日）を行います。仕事等で、平日医療機関での受診が困難な人は、ぜひこの機会に受診しましょう。詳しい日程は10月市報でお知らせします。

●問合せ先

子育て・健康推進課
(☎47・1041)

女性特有のがん検診を受けましょう

◆乳がん検診（視触診とマンモグラフィ）の集団検診◆

◆無料クーポン検診◆

対象者には検診無料クーポン券を7月下旬に送付します。（平成23年4月21日以降に転入した人はお問い合わせください。）

実施医療機関は同封された「検診取扱医療機関一覧」をご覧ください。

有効期間は8月から来年の2月末までです。

※今年4月1日現在で年齢が該当する人を対象としています。

乳がん検診

40歳・45歳・50歳・55歳・60歳
（昨年度に市の検診でマンモグラフィを受けた人も対象となります。）

子宮がん検診

20歳・25歳・30歳・35歳・40歳

●問合せ先

子育て・健康推進課健康推進室

(☎47-1041)

対象	昨年度、市の乳がん検診を受診していない40歳以上の女性または、乳がん無料クーポン検診の対象となる人
とき、ところ	【保健相談センター】 ◇平成23年 8月31日（水）・9月2日（金）・9月16日（金） 10月11日（火）・10月19日（水） ◇平成24年 1月13日（金）・1月19日（木）・1月20日（金） 2月10日（金）・2月19日（日）・2月22日（水） 【西灘会館】 11月18日（金） 【余子公民館】 11月22日（火） 【中浜公民館】 12月6日（火） 【渡 公民館】 12月21日（水）
午後1時～4時30分 ※日曜日は午後0時30分～5時	
検診方法	視触診とマンモグラフィ撮影
定員（先着順）	各30人（日曜日は40人）
申込み	7月27日（水）午前8時30分から
料金	◇40～69歳 2,200円 ◇70歳以上 700円 ※生活保護世帯・市民税非課税世帯、クーポン検診対象者は無料
持参するもの	◇各種がん検診・肝炎ウイルス検査受診券（切り離さずに持参） または、検診無料クーポン券 ◇健康手帳（持っている人のみ）

こんな時、 消費生活相談室にご相談ください

- ◇「景品プレゼント」と言われて近くの会場にでかけ、日用品などを無料でもらったが、高額な健康器具も契約してしまった。
- ◇「無料で点検」と訪問した作業員に屋根を見てもらったところ「このままでは危険」と言われ高額な修理の契約をしてしまった。後で考えると本当に必要な工事だったのか不安。
- ◇「必ず儲かる」「値上がり確実」と言われて投資したが、儲からない。被害を回復するために追加の投資を迫られている。
- ◇借金の返済が困難になった。よい解決方法がないだろうか。

振り込め詐欺に注意

すぐに振り込まず、
落ち着いてまわりにまず相談しましょう。



☆典型的な手口

【架空請求詐欺】

無料サイトと思って見ていた携帯電話やパソコンで突然登録完了となり、覚えのない利用料を請求してきます。また、はがきなどで覚えのない料金を請求します。

【オレオレ詐欺】

家族等を装い緊急事態を告げて振込みを急がせます。

【還付金請求詐欺】

公的機関をかたって還付金があると連絡したあとATMに誘導します。

【融資保証金詐欺】

実在の消費者金融などを装って近づき、融資を受ける条件として保証金や手数料名目でお金を騙し取ります。



騙しの手口は日々変化しています。怪しいと思ったらまず相談を！！

境港市消費生活相談室では、市民の皆さんの消費生活に関するご相談やお問い合わせに応じ、助言や情報提供を行っています。（秘密厳守・相談無料）

●相談受付時間

9時～12時、13時～16時 ※土日祝はお休みです

●相談方法

直接相談室にお越しいただくか、電話でご相談ください。

●問合せ先

消費生活相談室（市役所分庁舎） ☎ 47 - 1106